

関総総第475号
令和3年3月9日

各部長
各運輸支局長
各自動車検査登録事務所長
各海事事務所長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

東日本大震災十周年追悼式の当日における弔意表明について

標記について、大臣官房長から別添のとおり協力依頼がありましたので、貴所属職員及び関係機関・団体等へ周知願います。



国官総第191号
令和3年3月8日

本省局長等 殿
地方局長等 殿
独立行政法人の長 殿

国土交通省大臣官房長
(公印省略)

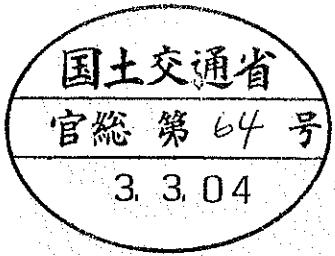
東日本大震災十周年追悼式の当日における弔意表明について

標記について、別添のとおり内閣官房長官より通知がありましたので、その趣旨の徹底を図り、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。

また、本式典中の一定時刻（午後2時46分）に黙とうを捧げるよう、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。

なお、弔旗掲揚に際しては、別添通知の記載事項に留意の上、対応願います。





府 総 第 101 号

令和 3 年 3 月 2 日

国土交通大臣

赤 羽 一 嘉 殿

内閣官房長官

加藤 勝信

東日本大震災十周年追悼式の当日における弔意表明について（依命通知）

標記について、別紙のとおり閣議了解されましたので、貴省においても御協力願いたく、命により御依頼申し上げます。

また、貴省部内及び関係者（独立行政法人、特殊法人等を所管する省におかれでは、当該独立行政法人等を含む）への周知方、よろしくお取り計らい願います。

併せて、貴省部内及び関係者に対して、本追悼式中の一定時刻（午後 2 時 46 分）に黙とうを捧げるよう周知方、よろしくお取り計らい願います。

なお、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

記

弔旗掲揚については、「大喪中ノ國旗掲揚方ノ件」（大正元年 7 月 30 日閣令第 1 号）に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

東日本大震災の弔意表明について

令和 3 年 3 月 2 日
閣 議 了 解

東日本大震災発災十年となる 3 月 11 日に、哀悼の意を表するため、
次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、各公署、学校、
会社その他一般においても同様の措置を探るよう協力方を要望す
ること。
- 2 国民各位に対して、震災の発災時刻（午後 2 時 46 分）に黙とう
を捧げるよう協力方を要望すること。

参考

大喪中ノ國旗掲揚方ノ件
閣令正元年七月三十号
大喪中ノ國旗ヲ掲揚スルトキハ竿球ハ黒布ヲ以テ之ヲ
蔽ヒ且旗竿ノ上部ニ黒布ヲ附スヘシ其ノ圖式左ノ如シ

